

発議第2号

令和2年6月4日

高島市議会議長 廣本 昌久 様

提出者 高島市議会議員 澤本 長俊

提出者 高島市議会議員 石田 哲

提出者 高島市議会議員 福井 節子

提出者 高島市議会議員 今城 克啓

提出者 高島市議会議員 大槻 ゆり子

提出者 高島市議会議員 早川 浩徳

高島市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する
条例案の提出について

上記の議案を、別紙のとおり、高島市議会会議規則第14条の規定により
提出します。

高島市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

高島市議会議員の議員報酬等に関する条例（平成17年高島市条例第38号）の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

（令和2年6月に支給する議長、副議長および議員の議員報酬の月額に関する特例措置）

- 6 令和2年6月に支給する議長、副議長および議員の議員報酬の月額は、第2条の規定にかかわらず、別表第1に規定するそれぞれの議員報酬の月額から100分の10に相当する額をそれぞれ減じた額とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。